

平成25年第1回森町議会3月会議 会議録 (第1日目)

平成25年3月1日(金曜日)

開議 午後 2時00分

延会 午後 3時29分

場所 森町議会議事堂

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 議長諸般報告
- 3 行政報告
- 4 議案第 1号 森町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 5 議案第 2号 森町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
- 6 議案第 3号 森町森都市計画公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 7 議案第 4号 森町町道の構造の技術的基準等を定める条例の制定について
- 8 議案第 5号 森町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造の基準に関する条例の制定について
- 9 議案第 6号 森町営住宅等の整備基準に関する条例の制定について
- 10 議案第 7号 森町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について
- 11 議案第 8号 森町公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例の制定について
- 12 議案第 9号 平成24年度森町一般会計補正予算(第8号)
- 13 議案第10号 平成24年度森町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
- 14 議案第11号 平成24年度森町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)
- 15 議案第12号 平成24年度森町介護サービス事業特別会計補正予算(第4号)
- 16 議案第13号 平成24年度森町港湾整備事業特別会計補正予算(第2号)
- 17 議案第14号 平成24年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算(第3号)
- 18 議案第15号 平成24年度森町水道事業会計補正予算(第4号)
- 19 議案第16号 平成24年度森町公共下水道事業会計補正予算(第3号)
- 20 議案第17号 森町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第18号 森町過疎地域自立促進市町村計画の変更について
- 議案第19号 公の施設に係る指定管理者の指定について(森町ふれあいの森)

議案第20号 公の施設に係る指定管理者の指定について（森町トマト集出荷選果施設）

議案第21号 平成25年度森町一般会計予算

議案第22号 平成25年度森町国民健康保険特別会計予算

議案第23号 平成25年度森町後期高齢者医療特別会計予算

議案第24号 平成25年度森町介護保険事業特別会計予算

議案第25号 平成25年度森町介護サービス事業特別会計予算

議案第26号 平成25年度森町港湾整備事業特別会計予算

議案第27号 平成25年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計予算

議案第28号 平成25年度森町国民健康保険病院事業会計予算

議案第29号 平成25年度森町水道事業会計予算

議案第30号 平成25年度森町公共下水道事業会計予算

2.1 議員派遣の件について

2.2 休会中の所管事務調査等の申し出について

○出席議員（16名）

議長	16番	野村洋君	副議長	1番	菊地康博君
	2番	山田誠君		3番	宮本秀逸君
	4番	松田兼宗君		5番	前本幸政君
	6番	川村寛君		7番	西村豊君
	8番	木村俊広君		9番	堀合哲哉君
	10番	中村良実君		11番	小杉久美子君
	12番	長岡輝仁君		13番	三浦浩三君
	14番	東秀憲君		15番	黒田勝幸君

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町長	梶谷恵造君
副町長	片野滋君
総務課長	木村浩二君
総務課参事	佐々木陽市郎君
選挙管理委員会書記長兼監査事務局書記長	小田桐克幸君
会計管理者	菊池一夫君

防災交通課長	福	田	繁	幸	君
契約管理課長	富	原	尚	史	君
企画振興課長	金	谷	孝	己	君
税務課長	木	村	哲	二	君
収納管理課長	野	田	勝	正	君
保健福祉課長	川	村	光	夫	君
保健福祉課参事	山	田		仁	君
保健福祉課参事	金	丸	由起子		君
住民生活課長	竹	内		明	君
環境課長	横	内	仁	司	君
農林課長兼農業 委員会事務局長	久	保	康	人	君
水産課長	島	倉	秀	俊	君
商工労働観光課長	金	丸	義	樹	君
建設課長	小井	田		徹	君
上下水道課長	石	島	則	幸	君
教育長	香	田		隆	君
学校教育課長	清	水	雅	信	君
社会教育課長	伊	藤		昇	君
体育課長	谷	口	方	規	君
給食センター長	坂	尻	正	純	君
図書館長	若	松	幸	弘	君
生涯学習課長	中	島	将	尊	君
さくらの園・園長	釣		隆	吉	君
病院事務長	柏	渕		茂	君
消防長	山	田	春	一	君
消防次長兼署長	松	川	眞	也	君
砂原支所長	輪	島	忠	徳	君
町民サービス課長	竹	浪	孝	義	君
保健対策課長	澤	口	幸	男	君
監査委員	池	田	勝	元	君

○出席事務局職員

事務局長	佐	藤		洋	君
事務局次長	藤	田	司	志	君
庶務係長	喜	田	和	子	君

○会議に付した事件

- 1 議案第 1 号 森町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 2 議案第 2 号 森町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
- 3 議案第 3 号 森町森都市計画公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 4 議案第 4 号 森町町道の構造の技術的基準等を定める条例の制定について
- 5 議案第 5 号 森町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造の基準に関する条例の制定について
- 6 議案第 6 号 森町営住宅等の整備基準に関する条例の制定について
- 7 議案第 7 号 森町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について
- 8 議案第 8 号 森町公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例の制定について
- 9 議案第 9 号 平成 24 年度森町一般会計補正予算（第 8 号）
- 10 議案第 10 号 平成 24 年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 11 議案第 11 号 平成 24 年度森町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 12 議案第 12 号 平成 24 年度森町介護サービス事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 13 議案第 13 号 平成 24 年度森町港湾整備事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 14 議案第 14 号 平成 24 年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 3 号）
- 15 議案第 15 号 平成 24 年度森町水道事業会計補正予算（第 4 号）
- 16 議案第 16 号 平成 24 年度森町公共下水道事業会計補正予算（第 3 号）

◎開議の宣告

○議長（野村 洋君） ただいまの出席議員数は16名です。定足数に達していますので、議会在立しました。

平成25年第1回森町議会3月会議は、通年議会のため12月31日まで休会中ではありますが、森町議会会議条例第4条の規定により、休会中にかかわらず、議事の都合により3月会議を再開します。

これから本日の会議を開きます。

開会に際し、傍聴者を初め皆様にご覧がございます。議場におけるボイスレコーダーの搬入や携帯電話の音は本会議の妨げとなります。持ち込まないのが原則ですが、マナーモードに設定するか、電源を切って入場されるようご協力をお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（野村 洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、2番、山田誠君、3番、宮本秀逸君を指名します。

◎日程第2 諸般の報告

○議長（野村 洋君） 日程第2、議長の諸般の報告を行います。

議会一般事務報告は、配付のとおりであります。

例月出納検査報告は、別途閲覧に供しておりますので、説明を省略します。

地方自治法第121条の規定により、議長より説明のため会議に出席を求めた者及び本会に出席の議会職員は、お手元に配付のとおりであります。

次に、審査日数ですが、3月15日までを予定しております。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第3 行政報告

○議長（野村 洋君） 日程第3、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありました。これを許します。

○町長（梶谷恵造君） 行政報告を申し上げます。

このたび森町国保病院職員が平成7年から平成24年までの間に病院内の医薬品を横領し、町外の薬品業者へ転売していたことが函館税務署の国税調査により判明いたしました。町民の皆様を初め、多くの方からお寄せいただいていた国保病院への信頼を著しく損ねる結果となりましたことはまことに遺憾であり、心より深くおわびを申し上げる次第であります。当該職員は、病院内の医薬品を管理する立場を悪用し、不正に在庫管理をした上で

医薬品を横領し、薬品業者へ転売していたものであります。町民の皆様の命と健康を守る立場の職員としては、言語道断の行為と言わざるを得ないものであります。この行為は、全体の奉仕者である地方公務員として信用を失墜させたあるまじき非行と捉え、地方公務員法第29条第1項の規定により2月28日付で懲戒免職処分といたしました。また、業務上横領での告訴の準備を進めておるところであります。町民の皆様の信頼を一日でも早く回復するため病院内の薬品の取り扱いの現状を調査し、原因の究明と管理体制の強化など再発防止を図るとともに、改めて綱紀肅正に努めるよう職員一丸となって取り組んでまいります。

町政を預かる代表といたしまして、町民の皆様並びに町議会議員の皆様を重ねて心からおわびを申し上げ、行政報告といたします。

○議長（野村 洋君） これで行政報告は終わりました。

◎日程第4 議案第1号

○議長（野村 洋君） 日程第4、議案第1号 森町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課参事（山田 仁君） 議案第1号についてご説明申し上げます。

本案は、森町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する条例を定める条例制定についてを提案するものでございます。

なお、提案理由、主たる内容については、別紙資料ナンバー1により説明させていただきます。横書きの紙でございます。提案理由でございますが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、地域主権一括推進法でございますが、その中の介護保険法第78条の4、指定地域密着型サービス事業の設置及び運営に関する市町村で定める基準を今回提案するものでございます。

主たる内容でございますが、第1章から第9章になってございます。厚い議案のほうに条例の関係文を載せてございます。第1章では総則をうたっております。第2章では定期巡回・随時対応型訪問介護看護、第3章では夜間対応型訪問介護、第4章、認知症対応型通所介護、第4章では森町では事業所で1件ございます。第5章、小規模多機能型居宅介護、第6章、認知症対応型共同生活介護、ここには森町では3件の事業所がございます。第7章、地域密着型特定施設入居者生活介護、第8章では地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護、第9章では複合型サービスとなっております。章別に対応型施設の部分を載せてあるのですが、実際的には先ほども述べたとおり森では第4章の部分と第6章の部分がございまして、これからの介護の部分でどういうふうな対応のサービスというものがというふうに対応するために第9章まで定めるものでございます。

厚い条例案の70ページをお開きください。70ページの中ほどよりちょっと上のほうに附則がございます。施行期日については、第1条で、この条例は、平成25年4月1日から施

行するというふうについてでございます。

以上、提案とさせていただきます。どうぞよろしくご審議をお願いします。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第4、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第2号

○議長（野村 洋君） 日程第5、議案第2号 森町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課参事（山田 仁君） 議案第2号についてご説明申し上げます。

本案は、森町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例制定について提案するものでございます。

提案理由、主たる内容については、先ほどの裏面になりますが、別紙の資料により説明させていただきます。まず、提案理由でございますが、この条例につきましても地域主権一括推進法により介護保健法第115条の14をもって町村で定める基準を本条例で制定するものでございます。

主たる内容でございますが、第1章、総則から第4章までに分かれてございます。第1章では総則、第2章では介護予防認知症対応型通所介護、第3章では介護予防小規模多機能型居宅介護、第4章では介護予防認知症対応型共同生活介護、なお森町では第2章の介護予防認知症対応型通所介護に1件、第4章の介護予防認知症対応型共同生活介護の部分で3件の事業所がございます。ここの部分からすれば、人員に関する基準、設備に関する基準、運営に関する基準を定めてございます。

議案第2号の3ページをお開き願いたいと思います。議案3ページの4、中ほどからちょっと下ですが、4の部分の5行目に括弧した中で森町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例、実はこれが先ほど第1号で承認をいただいたも

のです。その後括弧で平成25年森町条例第、空白になっておりますが、ここの部分からすると先ほど承認をいただいた議案第1号の制定をもって対応するものでございますので、ご了承願いたいと思います。

続いて、31ページをお開き願います。最後のページに附則がございます。ここの第1条で施行期日がうたってございます。この条例は、平成25年4月1日から施行するものでございます。

以上、提案とさせていただきます。よろしくご審議お願いします。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第5、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第3号

○議長（野村 洋君） 日程第6、議案第3号 森町森都市計画公園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○建設課長（小井田 徹君） 議案第3号についてご説明申し上げます。

本案は、森町森都市計画公園条例の一部を改正する条例の制定でございます。

説明資料ナンバー3を提出しておりますので、ご参照願います。提案理由につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、都市公園法及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律が一部改正され、従来国土交通省令で定められていた都市公園の配置基準等について条例委任されたことに伴い、森町森都市計画公園条例の一部を改正する条例を定めるものであります。

主な内容につきましては、資料の次ページ、2の中段以降から公園の配置基準、次の3ページ上段から公園施設の設置基準、下段から特定公園施設の設置に関する基準といたしまして、以降12ページまで高齢者、障がい者等に配慮した基準の内容となっております。

附則といたしまして、施行期日につきましては、平成25年4月1日からとなっております。

以上、森町森都市計画公園条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第3号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第6、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第4号

○議長（野村 洋君） 日程第7、議案第4号 森町町道の構造の技術的基準等を定める条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○建設課長（小井田 徹君） 議案第4号についてご説明申し上げます。

本案は、森町町道の構造の技術的基準等を定める条例の制定でございます。

説明資料ナンバー4を提出しておりますので、ご参照願ひます。提案理由につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、道路法が一部改正され、従来国土交通省令で定められていた道路の構造等の整備基準について条例委任されたことに伴い、森町町道の構造の技術的基準に関する条例を制定するものであります。

主な内容につきましては、総則として歩道、車道その他道路に関する定義から資料に記載の道路標識の寸法まで45条の技術的基準であります。

附則といたしまして、施行期日につきましては、平成25年4月1日からとなっております。

以上、森町町道の構造の技術的基準等を定める条例制定の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第4号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第7、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第5号

○議長（野村 洋君） 日程第8、議案第5号 森町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造の基準に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○建設課長（小井田 徹君） 議案第5号についてご説明申し上げます。

本案は、森町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造の基準に関する条例の制定でございます。

説明資料ナンバー5を提出しておりますので、ご参照願います。提案理由につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律が一部改正され、従来国土交通省令で定められていた移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準について条例委任されたことに伴い、森町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造の基準に関する条例を定めるものであります。

主な内容につきましては、総則から移動等円滑化のために必要なその他の施設までの37条の高齢者、障がい者等に配慮した技術的基準であります。

附則といたしまして、施行期日につきましては、平成25年4月1日からとなっております。

以上、森町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造の基準に関する条例の制定の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第5号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第8、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第6号

○議長（野村 洋君） 日程第9、議案第6号 森町営住宅等の整備基準に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○建設課長（小井田 徹君） 議案第6号についてご説明申し上げます。

本案は、森町営住宅等の整備基準に関する条例の制定でございます。

説明資料ナンバー6を提出しておりますので、ご参照願います。提案理由につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、公営住宅法が一部改正され、従来国土交通省令で定められていた公営住宅等の整備基準について条例委任されたことに伴い、森町営住宅等整備基準に関する条例を制定するものであります。

主な内容につきましては、総則から共同設備の基準までの16条の公営住宅等の整備に関する基準であります。

附則といたしまして、施行期日につきましては、平成25年4月1日からとなっております。

以上、森町営住宅等の整備基準に関する条例制定の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第6号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第9、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第7号

○議長（野村 洋君） 日程第10、議案第7号 森町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○上下水道課長（石島則幸君） それでは、議案第7号 森町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

次ページをお開きいただきたいと思います。あわせて資料7をご参照いただきたいと思います。提案理由でございますが、本案は地域の自主性及び自立性を高めるための改革を総合的に推進することを目的として制定された法律、いわゆる第2次一括法により水道法が一部改正され、これまで法令で規定されていた基準の一部について国が定める基準を十分参酌した上で条例で定めることとされたため、水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例を制定するものです。

主たる内容については、第2条で布設工事監督者を配置する工事について法第3条第8項に規定する工事とする内容となっております。

第3条で、布設工事監督者の資格について法第12条第1項に規定する基準とする内容となっております。

第4条で、水道技術管理者の資格について法第19条第3項に規定する基準とする内容となっております。

附則として、施行日は、平成25年4月1日からとするものでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第7号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第10、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第8号

○議長（野村 洋君） 日程第11、議案第8号 森町公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○上下水道課長（石島則幸君） それでは、議案第8号 森町公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

次ページをお開きいただきたいと思います。あわせて資料8をご参照願います。提案理

由でございますが、本案は水道事業に同じく地域の自主性及び自立性を高めるための改革を総合的に推進することを目的として制定された法律により下水道法が一部改正され、これまで法令で規定されていた基準の一部について条例で定めることとされたため、公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例を制定するものです。

主たる内容については、法第7条第2項に規定する条例に基づき、第3条で排水施設及び処理施設に共通する構造の技術上の基準について、第4条で排水施設の構造の基準について、第5条で処理施設の構造の基準について定めた内容となっております。

また、法第21条第2項に規定する条例に基づき、第7条で終末処理場の維持管理に関する基準について定めた内容となっております。

附則として、施行日は、平成25年4月1日からとするものでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから議案第8号に対する質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第8号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第11、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第9号

○議長（野村 洋君） 日程第12、議案第9号 平成24年度森町一般会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（木村浩二君） それでは、議案第9号についてご説明申し上げます。

本案は、平成24年度森町一般会計補正予算の第8回目となるものでございます。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,249万7,000円を減額し、歳入歳出それぞれ93億5,640万2,000円にしようとするものでございます。

第2条、地方債の変更は、第2表に掲載のとおりでございます。

以下、事項別明細書によりご説明申し上げます。今回の補正は、歳入歳出とも事務執行精査による減額補正が主なものでございますので、説明を省略する部分もありますので、ご了承いただきたいと思っております。

それでは、歳入ですが、まず8ページ、9ページをお開きください。款14国庫支出金、

項1 国庫負担金、目1 民生費国庫負担金、節1 社会福祉費負担金の250万円は、障害者介護給付の対象者の増によるものでございます。

続いて、10ページ、11ページの款15道支出金、項1 道負担金、目1 民生費負担金、節1 社会福祉費負担金の125万円は、国庫支出金同様障害者介護給付の対象者の増によるものでございます。

続いて、12ページ、13ページですが、項3 委託金、目1 総務費委託金、節3 選挙費委託金の491万2,000円の減額は、衆議院議員選挙費と海区漁業調整委員選挙に係る精算分でございます。

続いて、款16財産収入、項2 財産売払収入、目1 不動産売払収入、節3 その他の不動産売払収入135万円は、間伐による支障木を売り払いしたものでございます。

続いて、14ページ、15ページですが、款18繰入金、項1 基金繰入金の中で財政調整基金は、予算の収支の均衡を図るため減額をするものでございます。そのほかは予算の執行精査によるものでございます。

続いて、16ページ、17ページですが、款20諸収入で雑入の中の地域情報通信基盤使用料の183万6,000円の増額は、光ケーブルの使用料でございます。

続いて、款21町債ですが、それぞれの事業費の確定により減額をしようとするものでございます。

次に、歳出になります。歳出については、各科目に燃料費、電気料の増額補正がありますが、これらは単価が上昇したことが要因となっております。

それでは、歳出の主なものを説明いたします。18ページ、19ページですが、款1 議会費の各費目での減額は、独自抑制によるものでございます。

続いて、20ページ、21ページですが、款2 総務費、項1 総務管理費、目4 財産管理費、節25積立金の森町ふるさと応援基金積立金105万4,000円は、歳入に計上しておりますふるさと納税寄附金を積み立てるものでございます。

続いて、22ページから25ページの項4 選挙費の減額は、各選挙の執行精査によるものでございます。

続いて、款3 民生費、項1 社会福祉費、目1 社会福祉総務費、節19負担金補助及び交付金の防犯灯電気料と節20扶助費の福祉灯油の増額は、いずれも単価の増によるものでございます。また、節28繰出金の3,613万円は、国保会計における平成23年度の医療給付費の精算が確定したことによるものです。

続いて、26ページ、27ページになりますが、目5 障害者福祉費、節20扶助費の500万円は、歳入でも触れましたが、給付対象者の増によるものでございます。同じく節23償還金利子及び割引料の102万9,000円は、給付費の過年度精算に係る国と道への返納金であります。

少し飛びまして、36ページ、37ページになります。款8 土木費、項2 道路橋梁費、目2 道路橋梁維持費、節13委託料の3,600万円の除雪業務委託料は、今期の大雪に対応するため増額をするものでございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから議案第9号に対する質疑を行います。質疑ございませんか。一括で結構です。ページ数言ってください。

○10番（中村良実君） 32、33、款6 農林水産業費、ここの節15工事請負費の関係でちょっとお聞きしたいのですが、準備地ごしらせ110万の減になっております。これ当初は7ヘクタールの地ごしらせをしますよとありました。でも、現実的に110万減ということになると、ヘクタールに直しますと1ヘクタールぐらい地ごしらせがしていないということになるのかなと、こう思っているのですが、その110万減の大きな要因というのは何なのだろう。

○農林課長（久保康人君） お答えします。

準備地ごしらせの工事減でございますけれども、作業道を当初960メートルを予定してございましたけれども、完成時938メートルということで、約20メートルほど作業道が減ってございます。それにあわせて執行減もございますので、総体的にその分110万9,000円という形で減額になったものでございます。

以上でございます。

○10番（中村良実君） ちょっと今説明理解できないのですが、ヘクタールでもって当初予算とっていましたよね。何ヘクタール準備地ごしらせしますよと。今説明したのは何メートルというお話でしたよね。ということは、これは防風林をやるという意味なのだろうか。当初は予算の中で聞いたときには7ヘクタールの地ごしらせですよと答えているのです。それが110万減になったわけですから。減になった面積は何ヘクタールですかと聞いているのですから。

○農林課長（久保康人君） 地ごしらせの面積は、そのまま7ヘクタールでございますけれども、それにあわせて作業道もこの700万に含まれてございまして、実質的には地ごしらせの7ヘクタールはそのまま施工してございますけれども、冒頭先ほど申し上げました減額は作業道の部分が減額になったということで、7ヘクタールについてはそのまま施工してございます。

○10番（中村良実君） これ3問というのは、科目変わったら続いて3問いいですか。

それでは、次のページなのですが、34、35、款7 商工費の2の観光費の関係なのですが、ここに案内看板の関係で出ているのですが、案内看板2枚だけは設置しました。2枚は補正減しますというお話を聞いていました。現実的には今150万委託料でもって減にしている。そして、工事請負では、これは800万の減ですよ。800万ということは、当初は1,500万見ていましたから約2分の1ぐらい。これ2つ関連で一括質問したいのですが、設計委託料は全額補正減になったのです。実質的に2枚の看板が立っております。森川の高速おりてきたところ、それから赤井川のグリーンピアのあの通りのおりてきたところ、2枚は立っていました。これは、設計委託をしないで、そのまま看板を設置したということになりますよね。当初なぜ委託料組んだのか。必要だから組みましたよね。けれども、実質的に実施に当たってはその委託料を使わないと。これどういうわけなのだろうか。使わな

ければ使わなくてもいいという解釈なのか。私は、あの看板は今あそこに立てるということは前町長は高速道路でもって森に来るのが入り込みが減になるであろうと。要するにストロー現象が起きるであろうと。そのストロー現象をフォローするために看板の設置をするのだという説明しましたよね。我々もそれ受けたのですが、だからすばらしいきれいな、お客さんが見て森の町に入ってみたいな、そして森川の場合おりてきたら左に曲がって、では道の駅にでも寄ろうかと、そういう誘導的な要素が多分にあったはずなのです。だけれども、現在あるあの看板、誘導性のある看板だと思いますか。前にも私言ったのですが、道路標識と変わらないのです。気をつけて見ないと、これがそういう看板なのかというのがなかなか評価できない。それはグリーンピアのところもそうです。しかも、予算現実に今出てきたら150万の減にしている。設計委託料は何もかけていない。ということは、商工労働観光課の考え方でもってあの看板は設置したというふうに解釈するのですが、なぜ使わなかったのか、その理由をまず1つ。

それから、2枚しか立てなくて、2枚を減にした。それは、1つには落部のところのインターの関係でしょう。前にお話を聞きましたら、八雲の了解を得れないということできなかつたというお話もしていました。それから、もう一カ所、これは三岱の入り口のところでした。そこに立てるという説明でした。それもどうしてやめたのかわかりませんが、やめたということですよ。その理由について、2つについてご説明願います。

○商工労働観光課長（金丸義樹君） お答えいたします。

まず、1つ目の委託料全額減については、減額しました落部と三岱のほうのそちらのほうの看板を設計する際の委託設計料を当初組んでおりました。森川と赤井川のほうは、もともと道路用地を占有するという目的のために、そちらのほうではこの委託料につきましては当初から考えていなかったというふうに思っています。

次に、落部、そして三岱の道路の工事を実施しなかったかという質問なのですけれども、落部につきましてはやはり他町村であるということ、行政区域を逸脱しているということで、まずは事務レベルの中で八雲の課長等々と協議した中で八雲町民からの理解等々なかなか得られるものではないだろうということで断念した経緯がございます。

次に、三岱の看板のほうの工事を実施しなかった理由なのですけれども、やはり三岱、観光的な部分の中で地の利がちょっと若干余り場所がわからない方々を誘客することにおきまして三岱林道等の狭隘だとか、また冬期間除雪等々行われないうことを総合的に判断しました。また、当初思い描いていた前町長の指示の場所は、なかなか土地の関係もスムーズに理解を得られなかつたということで、この2つにつきましては工事のほうは断念したということでございます。

以上です。

○10番（中村良実君） 私から言わせれば答弁ではないです。今課長が言ったことは、これ当初予算にのるときにみんなで協議したのです。その中でもって今言ったようなこと等がこれも検討されました。例えば委託料の関係、これ当初4枚と解釈していました、議員

の皆さん方は。今の答弁聞きますと2枚。いつから2枚になったの、設計委託するのが2枚になったの。最初は4枚の看板を設計委託をするのだよという予算のとり方であったと、私はそのように記憶しています。これ私も質問しているからわかっているのです。今お話を聞きますとそうではないのです。2枚しか当初から設計委託は見えていなかったと。食い違えますよね、4枚と2枚と。それは、課長、おかしな答弁になりませんか。

それから、看板の関係です。これもちょっと私は理解できないでいるのですが、例えば三袋の入り口のところに立てると。そうしたときに冬期間はどうしますか、その話も出ました。冬期間除雪すればいいのではないかという答弁でした。全く今の答弁とは相反するのです、言うことが。そして、落部の問題だって結果的には理解を得れなかったわけでしょう。それとて協議されました。本会議でこれ全部協議しているのですから。そのときも町長は頑張りました。理解を得て立てるのだと。そしたら、結果はできなかったのです。だから、そのときの答弁と今聞きますと答弁が相反するのです。その考え方というのは、いつどこで変わったのか答弁してください。

○議長（野村 洋君） 中村議員、今2問目ですよ。ちょっと暫時休憩いたします。
答弁調整のために55分まで休憩します。

休憩 午後 2時47分

再開 午後 2時56分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

○商工労働観光課長（金丸義樹君） お答えいたします。

先ほどの委託料の関係なのですけれども、実施でいつになってそれを変更したのかというところで、先ほどちょっと僕当初からそちらのほう、2カ所のほうは見えていなかったという答弁をいたしました。これをちょっと訂正させていただきます。工事を実施する際に、こういうF型看板を実施するときに協議したときに標準的なこの看板が最もいいだろうという結論に達しましたので、その時点で委託料のほうは使用しなかったということとなっています。

以上です。

○10番（中村良実君） なかなかきつと答弁に苦労していると思います。この問題については、申しわけないのですが、協議会にも一度かかっていることですから、そういうこと等もありまして了解します。

それから、議長、続いて違うところなのですが、36、37、土木費の目の道路の関係なのですが、その委託料の関係、今除雪費が3,600万ほど増になるのですが、この直接的に増になるのは関係ないと思うのですが、お聞きしたいのです。これは、建設課長に聞いたほうがいいのか、それとも交通安全のほうに聞けばいいのかちょっと私も判断つかないのですが、それで建設課長のほうがいいのかなど。除雪関係なのですが、砂原東4号線という

のありますよね。これは、森から行きますと河野のプラントあったところから右に入って行く道路です。そして、ずっと沼尻のほうに抜けていくやつかな、焼却場に行くほうのあの道路です。こっちから河野のプラントから入って行って、望洋の森ありますね、登山道。あそこのところで除雪終わっているのです。本来であればあそこから左に曲がると町の中におりてこれるのです。それから、逆に沼尻のほうから入って行きますと、町営牧場に入っていくところ、海側におりますと養豚場のあるところかな、そこまでは除雪しているのです。ですから、その場所から望洋の森までは除雪されていないのです、最初から。あの道路は、今全国的に盛んに皆さん方悩んでいる、我々自身も悩んでいる避難道路ではないかなと私思うのですが、そうしたときに除雪されていませんから車走れないですよ。どうしてあそこ除雪しないのか、しない理由があらうと思います。だから、私は、今盛んにハザードマップやっているではあそこも避難道路だと思うのです。にもかかわらず除雪をしていないというのは、その理由を聞きたいのです。お願いします。

○議長（野村 洋君） 中村議員、補正予算の今審議中なのです。そこで絡むという意味で今質問されているのかな。

○10番（中村良実君） 絡むとか絡まないでなくて、3,600万今除雪費増額するわけでしょう。だから、そこのところやっていないから、どうしてなのと聞いている。

○建設課長（小井田 徹君） お答えします。

除雪費も毎年増額になっておるものですから、一応昨年の除雪体制に入る前に除雪路線の見直しということで、あそこの路線に関しましてはまずは関係者の方と夏場とか通る方には全ての方にお話しいたしまして、国道のほうを通っていただいたり、そういうことでできるということで、まず1点目としては除雪をしないような方向に持っていきました。延長を縮めますとその分除雪費浮くものですから。

それと、もう一点としましては、あの道路自体相当古くなりまして、冬季になりますと凍結融解が激しいことから相当でこぼこといいますか、そういうふうな状況がここ何年か生じておりましたので、それで舗装の場合特にしばれきつい場合舗装が膨れ上がってきます。そして、春になると戻るといような、そういう現象ででこぼこになっていまして、危険な部分、あと舗装もかなり傷んでおりましたので、そういうことも加味しまして、避難道路といいますか、高台まで逃げる部分でいきますとそこの部分が除雪されなくても高い部分には逃げるスペース、例えば彦澗のほうでありますとハマナス台場だとかそっちほうまで逃げますと大丈夫ですし、通称軍道とその路線いいですが、あそこら辺の高さは相当高いところに位置しておりますので、そこまで行かなくても通常の部分でいくと大丈夫だなという、そういう部分で判断をしておりました。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） ほかにございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 討論を終わります。

これから議案第9号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

日程第12、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第10号

○議長(野村 洋君) 日程第13、議案第10号 平成24年度森町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長(川村光夫君) 議案第10号について説明申し上げます。

本案は、平成24年度森町国民健康保険特別会計補正予算の第4回目となるものでございます。

歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ1億837万円を追加し、歳入歳出それぞれ30億3,132万3,000円にしようとするものでございます。

以下、事項別明細によりご説明申し上げます。4ページをお開き願います。歳入について説明いたします。款4療養給付費交付金、項1療養給付費交付金、目1療養給付費交付金の節、現年度分1,001万7,000円は、退職者医療にかかわる部分の費用としまして北海道社会保険支払基金より入るものでございます。

続きまして、款6道支出金、項2道補助金、目2特別調整交付金1,537万5,000円は、一般被保険者療養給付費の財源として歳入となります。

続きまして、款7共同事業交付金、項1共同事業交付金の目1高額医療費共同事業交付金と目2保険財政共同安定化事業交付金は、額の確定により補正するものであります。

次のページをお開き願います。款8繰入金、項1一般会計繰入金3,613万円は、財源の不足に対しまして一般会計から繰り入れするものでございます。

次に、8ページをお開き願います。歳出について説明いたします。款2保険給付費、項1療養諸費の目1一般被保険者療養給付費と目2退職被保険者等療養給付費は、それぞれ医療費の不足分を補正するものでございます。

次のページをお開き願います。下段の款7共同事業拠出金、項1共同事業拠出金、目1高額医療費拠出金と目2保険財政共同安定化事業拠出金は、それぞれの額の確定により補正するものでございます。

次のページをお開き願います。款9諸支出金、項2償還金及び還付金、目2償還金3,623万円は、平成23年度分の療養給付費等負担金の精算償還金でございます。

以上で国民健康保険特別会計補正予算の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから議案第10号に対する質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第10号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第13、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第11号

○議長（野村 洋君） 日程第14、議案第11号 平成24年度森町介護保険事業特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課参事（山田 仁君） それでは、議案第11号についてご説明申し上げます。

本案は、平成24年度森町介護保険事業特別会計補正予算の第4回目となるものでございます。

歳入歳出それぞれ1,413万7,000円を減額し、歳入歳出それぞれ16億4,198万5,000円にしようとするものでございます。

以下、事項別明細書により説明させていただきます。初めに、歳出から説明させていただきます。8ページをお開き願います。款2 保険給付費、項1 介護サービス等諸費、目1 居宅介護サービス給付費、節19負担金補助及び交付金の3,693万5,000円の増額は、指定居宅サービス事業者が要介護者へ行う在宅サービスの増が見込まれることから増額し、目5 施設介護サービス給付費、節19負担金補助及び交付金5,856万円の減額は介護保険施設に要介護者が入所して施設のサービスを受けたときに9割を支給するものでございますが、施設サービス利用の減が見込まれることから減額するものでございます。

目9 居宅介護サービス計画給付費、節19負担金補助及び交付金の319万6,000円の増額は、目1 居宅介護サービス給付費で説明したとおり、居宅介護支援サービス利用の増加に伴いまして指定居宅介護支援事業者が行う居宅介護サービス計画作成の増を見込み、補正するものでございます。

10ページをお開きください。款2 保険給付費、項4 高額介護サービス等費、目1 高額介護サービス費、節19負担金補助及び交付金の416万2,000円の増額は、要介護者が1カ月に

支払った利用者区分を所得区分に応じて負担限度額を超えたときに払い戻すものでございますが、サービスの利用の増が見込まれることから補正を行うものでございます。

4 ページに戻っていただき、歳入について説明させていただきます。款4 国庫支出金、項1 国庫負担金、項2 国庫補助金、款5 支払基金交付金、項1 支払基金交付金及び款6 道支出金、項1 道負担金の減額につきましては、保険給付費歳出の減額に伴い、それぞれのルールに従い減額するものでございます。

以上、議案第11号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから議案第11号に対する質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第11号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第14、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第12号

○議長（野村 洋君） 日程第15、議案第12号 平成24年度森町介護サービス事業特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○さくらの園・園長（釣 隆吉君） それでは、議案第12号についてご説明申し上げます。

本案は、平成24年度森町介護サービス事業特別会計補正予算の第4回目でございます。

第1条の既定の歳入歳出予算の総額から49万4,000円を減額し、歳入歳出それぞれ2億3,480万3,000円にしようとするものでございます。

第2条の債務負担行為の補正は、第2表の債務負担行為補正によるものでございます。

それではまず、歳出からご説明いたします。事項別明細書の8ページ、9ページをお開き願います。総務費、項1 施設管理費の目1 一般管理費、節11 需用費の修繕料は、暖房用ボイラーの系統別温度調整器が経年劣化によりふぐあいが生じたため取りかえ修繕しようとするものでございます。

下段の款2 事業費、項1 施設介護サービス事業費、目1 施設介護サービス事業費、節3 職員手当、節4 共済費につきましては、人件費の精査によるものでございます。

次に、歳入に戻っていただきまして、6ページ、7ページをお開き願います。款3 繰入

金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金の減額は、歳出分との相殺でございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから議案第12号に対する質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第12号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第15、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第13号

○議長（野村 洋君） 日程第16、議案第13号 平成24年度森町港湾整備事業特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○建設課長（小井田 徹君） 議案第13号につきましてご説明申し上げます。

本案は、平成24年度森町港湾整備事業特別会計の第2回目の補正予算でございます。

既定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ82万3,000円を減額し、歳入歳出それぞれ418万7,000円にするものであります。

以下、事項別明細書によりご説明いたします。4ページ、5ページをお開き願います。歳入では、款3繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金82万3,000円の減額は、事業実施精査による減額であります。

6ページ、7ページをお開き願います。歳出であります。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費の節15工事請負費45万7,000円の減額は、事業実施精査による減額で、節28繰出金を36万6,000円減額し、歳出82万3,000円を減額しております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから議案第13号に対する質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第13号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

日程第16、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第14号

○議長(野村 洋君) 日程第17、議案第14号 平成24年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○病院事務長(柏渕 茂君) それでは、議案第14号についてご説明いたします。

本件は、平成24年度森町国民健康保険病院事業会計予算の第3回目の補正となるものでございます。

第2条、平成24年度森町国民健康保険病院事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

支出の部、第1款病院事業費用、既決予定額10億6,056万7,000円に139万8,000円を減額し、10億5,916万9,000円にするものでございます。

裏面をお開き願います。事項別明細書により説明いたします。支出、款1病院事業費用、項1医業費用、目1給与費、補正予定額139万8,000円の減額補正は、期末、勤勉手当確定分の減額等、人件費の精査によるものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(野村 洋君) これから議案第14号に対する質疑を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 質疑を終わります。

討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 討論を終わります。

これから議案第14号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

日程第17、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第15号

○議長(野村 洋君) 日程第18、議案第15号 平成24年度森町水道事業会計補正予算についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○上下水道課長（石島則幸君） それでは、議案第15号についてご説明申し上げます。

本案は、平成24年度森町水道事業会計予算の第4回目の補正予算でございます。

第2条の収益的収入及び支出につきまして、収入の第1款水道事業収益を既決予定額の3億12万7,000円から635万7,000円増額し、収入総額を3億648万4,000円にしようとするものでございます。

次に、支出の第1款水道事業費用を既決予定額の3億2,225万6,000円から936万9,000円減額し、支出総額を3億1,288万7,000円にしようとするものでございます。

次に、第3条の資本的収入及び支出につきまして、予算第4条本文括弧書き中の既決予定の過年度分損益勘定留保資金8,864万8,000円を8,480万6,000円に、現年度分損益勘定留保資金5,042万2,000円を5,316万3,000円に改め、支出の第1款水道事業資本的支出を既決予定額の1億3,907万円から110万1,000円減額し、支出総額を1億3,796万9,000円にしようとするものでございます。

以下、事項別明細書によりご説明いたします。3ページをお開き願います。収益的収入及び支出の収入について、款1水道事業収益、項1営業収益、目3その他の営業収益635万7,000円の増額は、説明欄記載の国道5号線配水管移設の実施に伴い補償費として受け入れる負担額が増額となったことと農道配水管移設工事の執行精査により減額となったことによるものでございます。

支出につきましては、款1水道事業費用、項1営業費用、目2配水及び給水費905万1,000円の減額は、駒ヶ岳、赤井川地区の配水管移設工事の実施に伴い支障となる水道管の延長が短くなったことによるものです。

同じく目6減価償却費31万8,000円の減額は、事業精査によるものであります。

次に、4ページをお開き願います。資本的収入及び支出の支出について、款1水道事業資本的支出、項1建設改良費、目1水道施設費39万3,000円の減額は、量水器設置費の執行精査によるものでございます。

同じく目2固定資産購入費70万8,000円の減額は、執行精査によるものです。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから議案第15号に対する質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第15号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第18、議案第15号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第16号

○議長（野村 洋君） 日程第19、議案第16号 平成24年度森町公共下水道事業会計補正予算についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○上下水道課長（石島則幸君） それでは、議案第16号についてご説明申し上げます。

本案は、平成24年度森町公共下水道事業会計予算の第3回目の補正予算でございます。

第2条の収益的収入及び支出の収入につきましては、既決予定額の3億9,674万4,000円から1,878万円減額し、収入総額を3億7,796万4,000円にしようとするものでございます。

支出につきましては、既決予定額の4億159万6,000円から639万9,000円減額し、支出総額を3億9,519万7,000円にしようとするものでございます。

次に、第3条の資本的収入及び支出につきまして、予算第4条本文括弧書き中の既決予定の当年度分損益勘定留保資金1億9,075万6,000円を1億7,535万5,000円に改め、収入の第1款下水道事業資本的収入を既決予定額の2億200万2,000円から310万9,000円減額し、収入総額を1億9,889万3,000円にしようとするものでございます。

同じく支出の第1款下水道事業資本的支出を既決予定額の3億9,275万8,000円から1,851万円減額し、支出総額を3億7,424万8,000円にしようとするものでございます。

第4条の企業債につきましては、予算第6条中の企業債の借り入れ限度額1億1,210万円を1億310万円に改めるものです。

2ページをお開き願います。第5条の他会計からの補助金につきましては、予算第9条に定めた補助金額を記載のとおり改めるものです。

以下、事項別明細書によりご説明します。5ページをお開き願います。収益的収入及び支出の収入について、款1下水道事業収益、項2営業外収益、目1他会計補助金1,759万5,000円の減額は、事業の執行精査により一般会計補助金が減額となったものです。

同じく目2消費税及び地方消費税還付金118万5,000円の減額は、執行精査によるものです。

次に、5ページから6ページにわたる支出につきまして、款1下水道事業費用、項1営業費用、目1管渠費58万6,000円の減額は、主に節の委託料の執行精査によるものです。

同じく目2処理場費615万2,000円の減額は、主に処理場に流入する汚水の水質負荷の減少等から運転処理の軽減が図られ、薬品費や汚泥運搬処理に伴う委託料の支出を抑えることができたことによるものです。

同じく目4総係費49万6,000円の減額は、主に節の会費及び負担金の執行精査によるものです。

同じく目5減価償却費15万2,000円の増額は、事業精査によるものであります。

次に、款1下水道事業費用、項2営業外費用、目1支払利息及び企業債取扱諸費68万3,000

円の増額は、利率の確定や一時借り入れ期間の短縮等による精査となっております。

続きまして、7ページをお開き願います。資本的収入及び支出の収入についてであります。款1下水道事業資本的収入、項1企業債、目1企業債900万円の減額は、起債額を執行状況に応じて精査し、減額しようとするものです。

次に、項2国庫補助金、目1国庫補助金6万4,000円の減額は、事業の執行精査による補助金の減額によるものです。

次に、項3受益者負担金、目1受益者負担金595万5,000円の増額は、一括納付等の促進によるものです。

次に、8ページをお開き願います。支出についてであります。款1下水道事業資本的支出、項1建設改良費、目1下水道施設費1,795万9,000円の減額は、主に節の工事請負費の管渠新設工事の執行精査によるものでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから議案第16号に対する質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第16号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第19、議案第16号は、原案のとおり可決されました。

◎延会の議決

○議長（野村 洋君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

本日はこれで延会することに決定しました。

◎延会の宣告

○議長（野村 洋君） 次回は、3月4日午前10時開会といたします。

延会 午後 3時29分